

# 国際登録制度の概要 (マドプロ)

2019年7月

**JPDS** 日本パテントデータサービス株式会社

## 国際登録制度の概要： 制度の特徴

◆ 国際登録は、国際事務局に対する一つの手続で複数国の国内登録と同じ効果を得る制度。

- ・「**標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書**」(1989年に制定)  
(単に「**マドリッド・プロトコル**」(略称「**マドプロ**」)とも呼ばれる)に基づく制度。
- ・2019年4月1日現在120か国に及ぶ。

◆ 本国の出願・登録に基づき、本国の特許庁を通じて、国際事務局(WIPO)に対し保護を希望する国を指定して出願。WIPOでは方式チェック後「国際登録」する。

◆ 各指定国は、一定期間内に国内では登録できない旨を通報した場合を除き、通常の国内登録と同じ効果(保護)を与えることになる。

- ・WIPOでは、登録要件を審査しない。
  - ・各指定国の特許庁は、WIPOからの通報を受けて国内処理(審査等)を開始する。国内で登録(保護)できない場合には1年(又は1年6か月:国より期間が異なる)の間にその理由を通告(暫定的拒絶通報)しなければならない。
  - ・国際登録は、国内処理の結果登録を拒絶された指定国を除き、各指定国の国内登録と同じ効果が自動的に与えられる。
  - ・暫定的拒絶通報があった指定国では、その国の通常の国内出願と同様、その国の特許庁との間で意見書等により反論することができる。
- ⇒何ら問題なく指定国での登録(保護)が得られた場合は、各国の現代理人の費用を削減できる。暫定的拒絶通報を受けた国で登録を図りたい場合にのみ現地代理人を選任して国内の手続を進めることになる。

◆ 国際登録は、国際登録日から10年間存続(10年毎更新可)。

◆ 国際登録の更新や権利移転は、WIPOに対する一つの手続で済む。

- 基礎となった本国の出願・登録が国際登録日から5年以内に消滅した場合は、国際登録及び指定国での保護も自動的に消滅する(セントラルアタック)。5年経過後は、本国の出願・登録の権利消滅によっては影響を受けず、国際登録・各指定国で有効に維持される。
- 国際登録の維持に関する手続は、WIPOに対する手続(直接又は本国特許庁経由)で完結できる(各国への手続は不要)。

# 商標制度の概要： 国際登録の流れ

日本企業が国際登録して指定国での国内保登録(保護)を得る場合

